

令和5年第1回 国東市議会臨時会 提出議案

承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度国東市一般会計補正予算第14号)	P 1
承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算第4号)	P 3
承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号)	P 5
承認 第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度国東市介護保険事業特別会計補正予算 保険事業勘定第4号 介護サービス事業勘定第3号)	P 7
承認 第7号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号)	P 9
承認 第8号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号)	P 11
承認 第9号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度国東市一般会計補正予算第1号)	P 13
承認 第10号	専決処分の承認を求めることについて(国東市税条例の一部改正)	P 15
承認 第11号	専決処分の承認を求めることについて(国東市税特別措置条例の一部改正)	P 22
承認 第12号	専決処分の承認を求めることについて(国東市国民健康保険税条例の一部改正)	P 24
報告 第5号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 26
報告 第6号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 28
議案 第38号	物品購入契約の締結について	P 30
同意 第1号	教育委員会委員の任命について	P 31
同意 第2号	公平委員会委員の選任について	P 32

承認 10件
 報告 2件
 議案 1件
 同意 2件
 計 15件

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて(令和 4 年度国東市一般会計補正
予算第 14 号)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 15 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

令和 4 年度国東市一般会計補正予算(第 14 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

国東市長 松 井 督 治

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて(令和 4 年度国東市立国東自動車
学校特別会計補正予算第 4 号)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 15 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

令和4年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

国東市長 松井 督 治

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて(令和 4 年度国東市国民健康保険
事業特別会計補正予算第 4 号)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 15 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

令和4年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

国東市長 松井 督 治

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて(令和4年度国東市介護保険事業
特別会計補正予算 保険事業勘定第4号 介護サービス事業勘定第3号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月15日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

令和4年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第4号 介護サービス事業勘定第3号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

国東市長 松井 督 治

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて(令和4年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月15日提出

国東市長 松井 督 治

専決処分書

令和 4 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 4 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

国東市長 松 井 督 治

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて(令和 4 年度国東市農業集落排水
事業特別会計補正予算第 2 号)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 15 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

令和4年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

国東市長 松井 督 治

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて(令和5年度国東市一般会計補正
予算第1号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月15日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

令和5年度国東市一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

国東市長 松井 督 治

承認第 10 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市税条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 15 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

国東市税条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

国東市長 松井督治

国東市税条例の一部を改正する条例

国東市税条例(平成18年国東市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算

額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 23 項第 3 号」を「附則第 15 条第 22 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 27 項を削り、同条に次の 1 項を加える。

27 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出し

なければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事を完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の5第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号アb中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号アc(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号アb中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号アc(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 25 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 82 条第 1 号エの改正規定及び附則第 4 条第 1 項の規定(この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分を除く。) 令和 5 年 7 月 1 日

(2) 第 34 条の 9 第 2 項並びに第 38 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2 及び第 47 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 の 2 の改正規定(同条第 4 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める部分に限る。)及び附則第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 4 条第 1 項(新条例附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)及び第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき市税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 64 条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)

が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の市税条例附則第15条の2及び第15条の5第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 11 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市税特別措置条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 15 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

国東市税特別措置条例の一部改正について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

国東市長 松 井 督 治

国東市税特別措置条例の一部を改正する条例

国東市税特別措置条例(平成 18 年国東市条例第 67 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条第 1 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「設備(法第 17 条に掲げる事業の用に供するものに限る。)」を「施設又は設備(租税特別措置法第 12 条第 4 項の表の第 1 号の上欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の地域未来投資促進法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域内において認定地域経済牽引事業の用に供する施設を令和 5 年 3 月 31 日以前に設置した事業者に対する固定資産税の課税免除については、この条例の施行日以後も、なお従前の例による。
- 3 改正後の半島振興法第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域内において、製造の事業等の用に供する施設又は設備を令和 5 年 3 月 31 日以前に新設し、又は増設した者に対する固定資産税の不均一課税については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。

承認第 12 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市国民健康保険税条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 15 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

国東市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

国東市長 松 井 督 治

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険税条例(平成 18 年国東市条例第 69 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改める。

第 21 条の 2 中「第 22 条の 2」を「第 22 の 3 第 1 項」に改める。

第 22 条の 3 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。)」に改める。

附則第 5 項中「第 21 条第 1 項」を「第 21 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 6 項、第 7 項、第 9 項から第 12 項まで、第 15 項及び第 16 項中「第 21 条第 1 項の」を「第 21 条の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の国東市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 5 号

専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成 20 年国東市条例第 22 号)第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 5 年 5 月 15 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 23 日

国東市長 松 井 督 治

記

1. 事故の内容

令和 5 年 1 月 27 日午前 8 時 40 分頃、市職員が自家用車を国東市役所安岐総合支所裏の敷地内道路に駐車していたところ、1 月 24 日からの寒波により安岐総合支所の屋根に積もっていた雪が解け出して落下し、当該自家用車を破損させたもの。なお、上記の事故発生場所は、市職員の駐車場として指定していた。

2. 損害賠償の額 465,883 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、465,883 円を支払う。
- (2) 本件示談のほか、国東市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4. 和解の相手方

報告第6号

専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成20年国東市条例第22号)第1号及び第2号の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年5月15日提出

国東市長 松井督治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 23 日

国東市長 松 井 督 治

記

1. 事故の内容

令和 5 年 1 月 27 日午前 8 時 40 分頃、市職員が親族の自家用車を国東市役所安岐総合支所裏の敷地内道路に駐車していたところ、1 月 24 日からの寒波により安岐総合支所の屋根に積もっていた雪が解け出して落下し、当該自家用車を破損させたもの。なお、上記の事故発生場所は、市職員の駐車場として指定していた。

2. 損害賠償の額 416,669 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、416,669 円を支払う。
- (2) 本件示談のほか、国東市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4. 和解の相手方

議案第 38 号

物品購入契約の締結について

次のように物品購入契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年国東市条例第63号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月15日提出

国東市長 松 井 督 治

- 1 契約の目的 令和5年度 校務用ノートパソコン購入
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 19,186,970 円
- 4 契約の相手方 住 所 大分県大分市東春日町17番57号
企 業 名 株式会社 オーイーシー
代表者氏名 加 藤 健

提案理由 教育用情報機器を更新するため、校務用ノートパソコン購入契約を締結する必要があるため提出する。

同意第 1 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求め
る。

住 所 国東市国東町

氏 名 まつお 松尾 たいじ 泰二

生年月日

令和 5 年 5 月 15 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 5 年 5 月 18 日をもって満了するため、次期委員を
任命する必要があるので提出する。

同意第 2 号

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町

氏 名 ありさだ きょうじ
有定 恭司

生年月日

令和 5 年 5 月 15 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 山口英則委員の死亡により欠員が生じたため、新たに選任する必要がある
るので提出する。